

住民説明会（第6回）

日時：平成27年4月15日（水）18：30～20：30

場所：都島区民センター

（司会）

それでは、大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から特別区設置協定書についての住民説明会を開催いたします。開催にあたりまして、大阪府市大都市局長の山口よりご挨拶を申し上げます。

（山口大都市局長）

皆さん、こんばんは。大阪府市大都市局長の山口でございます。失礼してこの場からご挨拶をさせていただきます。本日は本当にお忙しい中、特別区設置協定書についての説明会にお越しいただきまして本当にありがとうございます。

また、平素から大阪市政の推進について格別のご協力を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

この説明会は先月3月13日に大阪市会、3月17日に大阪府議会でそれぞれ特別区設置協定書について承認をいただき、来る5月17日に大阪市における特別区の設置についての住民投票が行われます。

このことから法律名は「大都市地域における特別区の設置に関する法律」という長い名称の法律ですが、この法律に基づいて大阪市長が行う説明会でございます。

従いまして、本日は橋下市長もまいりまして後ほど直接皆様にご説明を申し上げる予定をしておりますけれども、その前に事務方である我々のほうから皆様にお配りしておりますパンフレットに基づいてこの特別区設置協定書の内容、すなわち新しい大都市制度の内容についてご説明させていただきたいと考えております。

ただ、最初にお断りをおこななければならないのですが、この特別区設置協定書に記載されている内容は、例えば住民サービスをこのように充実します、あるいは新しいまちづくりをこのように進めますといったいわゆるまちの将来計画のようなものではございません。

この特別区設置協定書は住民サービスをどうしていくのか、あるいは新しいまちづくりをどう進めていくのか、これを決める自治体、すなわち役所の仕組みをどうしていくのか、というような内容をお示したものでございます。

具体的には現在の人口270万人の政令市である大阪市、ここを35万人から70万人の5つの特別区とし、皆さんに選ばれた公選の区長さんと区議会を置くということ。

もう一つは、今まで大阪市と大阪府が担ってきた広域行政の分野、これは役所の中でそういう仕事の分野があるのですが、その広域行政といわれる分野を大阪府のほうに

一元化をする、そういう内容。

まさに自治の仕組みそのものをどう変えるか、これから皆さんにサービスを提供する役所をどうしていくのか、どのような内容がいいか、こういうことを記載した内容でございます。

そういう意味では今までにないものでございますし、なじみのない行政用語もたくさん出てまいります。ご理解をいただくところが部分的に本当に難しいところもあろうかと思えます。

本日は 2 時間という限られた時間ではございますけれども、皆様方の住民投票に際してのご判断の一助となりますように、我々はできるだけ分かりやすい説明に努めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

最後に、種々の都合により壇上から説明をさせていただくこと、また入場の際に金属探知器での検査など非常にご不自由なり、あるいはご不快な思いをされたことをお詫び申し上げますとともに、来る 5 月 17 日の住民投票には必ず投票に行ってくださいようお願い申し上げます。最初のご挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしく願いいたします。

(司会)

続きまして、本日の出席者をご紹介させていただきます。事務局からの説明者、府市大都市局の広域事業再編担当部長の吉村でございます。

(吉村)

広域事業再編担当部長、吉村です。本日はよろしく願いいたします。

(司会)

事務局からの説明の終了後に、橋下市長と田畑区長が出席いたします。私は本日、司会進行を務めさせていただきます、大都市制度担当課長の本屋と申します。よろしく願いいたします。

まず、本日の日程についてでございます。初めに、説明パンフレットを使って事務局から 30 分程度の説明。その後、市長がまいりますので、市長からスライド等を使って協定書に関する説明がございます。その後、最後に会場からの質疑応答を行う予定としております。終了は 8 時半を予定しております。

繰り返しになりますけれども、お手元の資料のご確認をよろしく願いいたします。39 ページものの冊子、特別区設置協定書についての説明パンフレット、A3 の紙 1 枚の両面で協定書に対する意見をまとめた資料。A4 の紙 1 枚もので皆様へのお願いを記載したものです。もしお取り忘れの方がいらっしゃいましたら、手を挙げて係員にお申し出いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

続きまして、開催にあたってのお願いでございます。会場内では飲食、喫煙はご遠慮願います。ペットボトルはかばんにしまうようお願いいたします。また、携帯電話、スマートフォンは電源をお切りいただくかマナーモードに設定の上、通話をご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

本日の住民説明会はネット中継用と記録用にビデオカメラで撮影しておりますので、どうかご了承ください。お配りしている「皆様へのお願い」にお示ししておりますけれども、進行の妨げになるような行為、他の来場者の方々にご迷惑になるような行為はどうかご遠慮願います。

注意してもお聞き届けいただけない場合はご退出いただきますので、どうかよろしくお願います。限られた時間の中で円滑に説明会を進められるよう皆様のご理解、ご協力が必要となりますので、何とぞよろしくようお願い申し上げます。

それでは、まず説明パンフレットを使いまして事務局よりご説明申し上げます。吉村部長、よろしくお願いいたします。

(吉村部長)

それでは早速ですが、お手元の説明パンフレット、こういう冊子に基づきまして私のほうから順次ご説明をさせていただきます。

まず表紙 1 枚目と、その次のもう 1 枚です。2 枚めくっていただきまして 3~4 ページに「協定書のイメージ」と見開きで書かれたページのほうをお開けいただけますでしょうか。申し訳ございませんが座ってご説明をさせていただきます。

まずこのページですけれども、左側は「現在」と書かれていまして、右側に「特別区設置後」ということで構成をされています。左側「現在」のほうからご説明をさせていただきますと、左側「現在」に記載していますように国では大阪市など大都市における住民自治の拡充や二重行政の問題が議論されているところです。

具体的に大阪市で言いますと、1 人の市長が 270 万人市民の声にきめ細かに対応するのは難しく、それぞれの地域の実情をくんだ施策展開よりも市一律の住民サービスが行われているのが現在の状況です。

また、大阪市と大阪府の両方が下の部分ですけれども広域機能の枠に記載しているような産業、港湾などの事業を、全域に都市化が進んだ狭い大阪府の中で、それぞれ別々で行っている状況があります。

これを真ん中から右に記載していますように、下段の部分ですけれども産業、港湾などの広域機能を大阪府に移す。これら広域機能を大阪府に一元化することで大阪都市圏の広がりを踏まえ、大阪トータルの観点から成長、都市の発展などを推し進めていく。

そして真ん中から右に記載しています、上の部分にありますけれども、失礼いたしました。右の上の部分ですけれども、これら広域機能以外の住民に身近な福祉や教育などの仕事を担う基礎的自治体として、35~70 万人の 5 つの特別区を新たにつくると。

これによりまして市長に任命された職員区長ではなく住民に選ばれた 5 人の区長、区議会の下で住民の声をより身近に聴いて、市一律でない地域の実情や住民ニーズに応じたサービスを提供していくと、これがこれから説明いたします協定書のベースとなる基本的な考え方です。

それでは順次、特別区設置協定書の内容等についてご説明いたしますので、また 1 枚おめくりいただけますでしょうか。右側の 6 ページ、こちらのほうをご説明させていただきます。

特別区設置協定書の内容のご説明に先立ちまして、基本的な用語の意味として特別区、特別区設置協定書について説明し、引き続き今後のスケジュールをご説明いたします。

まず一番上の囲いですが、「特別区とは」というところをご覧ください。先程も述べましたけれども、特別区は市民の皆さんによる選挙で選ばれた区長、区議会議員で運営されることになり、自ら税を徴収し予算を編成して、それぞれの区ごとに独自の施策を行うことができます。

これに対して現在、皆さんがお住いの区は行政区といいますが、下の「参考」と書いてあるところにも記載しております。区長は市長が任命する職員であり、区ごとの議会はありません。また、自ら税を徴収し予算を編成するなどの権限を持っていません。

その下の枠囲い「協定書とは」をご覧ください。特別区設置協定書は「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づきまして特別区が設置される日、5 つの特別区の名称と区域、特別区が担う仕事と大阪府が担う仕事がどうなるかなど、特別区の設置に際して必要となる事項を記載したものです。

次に、その下段の枠囲い「今後のスケジュール」についてご説明いたします。特別区設置の賛否を問う住民投票につきましては、5 月 17 日に大阪市民の方を対象に実施されます。この住民投票で特別区設置についての賛成の票数が有効投票の半数を超える場合は、平成 29 年 4 月に特別区が設置されることとなります。反対の票数が有効投票の半数以上の場合、特別区は設置されません。

次に、協定書ができるまでの背景、経緯についてご説明します。1 枚、またおめくりください。左上のところに「協定書策定までの背景・経緯」と書いたページです。「これまでの協議経過」と書いてある中程の枠囲いのところをご覧ください。

平成 24 年 4 月から大阪府と大阪市の条例に基づきまして大阪にふさわしい大都市制度推進協議会を設置し、国に先駆けて大阪から大阪にふさわしい大都市制度について議論を行いました。

その下の「参考」をご覧ください。こうした中、平成 24 年 8 月には「大都市地域における特別区の設置に関する法律」、いわゆる大都市法が制定されました。更にその下の囲みをご覧ください。この大都市法の規定に基づき平成 25 年 2 月大阪府・大阪市特別区設置協議会が設置され 23 回にわたって議論を行い、平成 27 年 1 月に協定書（案）が取りまとめられました。

その後、2月に総務大臣から協定書(案)について「特段の意見はありません」との回答をいただき、3月には府・市両議会において承認されたところです。

これから協定書の具体的な中身、内容についてご説明いたします。右側のページになります。8ページ上段の「特別区の設置の日」をご覧ください。

先程申し上げましたように、住民投票で特別区設置について賛成の票数が有効投票の半数を超えた場合には、平成29年4月1日に現在の大阪市域に5つの特別区が設置されることとなります。

その下「特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数」についてご説明いたします。5つの特別区の名称・区域・本庁舎の位置、議員定数について真ん中に地図と表をお示ししていますのでご覧ください。

まず、特別区の名称につきましては、大阪府・大阪市特別区設置協議会においてシンプルで分かりやすい名称をとということで、北区・東区・南区・中央区とされたところです。なお、湾岸区についてはベイエリア地域の将来性を考え、湾岸区とされたところです。

それぞれの特別区の区域については、特別区設置協議会においてそれぞれの区が歩んできた歴史や住民の皆さんの移動、交流手段となる鉄道網の状況、住民に身近なサービスを将来にわたって安定的に担うに足る人口・規模・大きさを備えているかなどの観点から、それぞれ地図に色分けしたエリアと決定されたものです。

なお、住之江区については咲洲・南港地域は港湾関連施設との一体性などから湾岸区、それ以外の区域は町会や小中学校区などの住民のつながりを踏まえ南区となったところです。

次に、本庁舎の位置ですが、特別区設置協議会において住民の皆さんからの近さや交通の利便性などの観点から北区は現在の大阪市役所本庁舎、湾岸区は現在の港区役所、東区は現在建替中の城東区役所、南区は現在の阿倍野区役所。中央区については知事・市長及び議員から構成されます、特別設置協議会の議論による総合的な判断によって現在の西成区役所となりました。

各特別区議会の議員の定数につきましては、現在の大阪市会の議員数と同じ86名を北区が19人・湾岸区が12人・東区が19人・南区が23人・中央区が13人と割り振るかたちで決まったところです。また、議員報酬については市条例に規定する報酬額の3割減となっています。

最下段の枠囲み「ひとくちメモ」をご覧ください。こちらには現在の24区役所等の扱いを記載しております。現在の24区役所及び出張所等は全て特別区の本庁舎や支所等として残り、現在の窓口業務などを行うこととしています。住民の皆さんの利便性が損なわれるということはありません。

続きまして、また1枚おめくりいただけますでしょうか。左上に「 - 北区の概要」と書かれています9ページですが、ここから13ページにかけては各特別区の概要としてそれぞれの特別区の区域・本庁舎・区議会議員の定数などを記載しています。

併せて、本庁舎とともに支所等についてもその位置を示しています。引き続き現在の区役所等が支所等として残ります。また、最下段に主要な統計数値を記載することで、それぞれの区がどのようなものになるかをお示ししているところです。

9 ページ、「 - 北区の概要」からご説明をさせていただきます。こちらで言いますと、現在の大阪市役所が本庁舎、現在の都島区役所・北区役所・淀川区役所・東淀川区役所・福島区役所、そして現在の東淀川区役所出張所が支所等として残ることになります。

また、北区は最下段に記載されております主要統計で見ますと、左側の真ん中ぐらいですけれども昼夜間人口比率が 153%と、住んでいる方々より通勤などで通っている方々が多い特性を示しております。15～64 歳までの生産年齢人口が 69.4%と高い数値になっております。

更に上段の地図からも都心へのアクセスも充実、大阪経済の中核機能を担うビジネス都市としての性格が強い特別区といえます。

それでは右側のページ、「 - 湾岸区の概要」をご覧ください。こちらで言いますと現在の港区役所が本庁舎で、現在の此花区役所・大正区役所・西淀川区役所、そして現在の住之江区役所南港ポートタウンサービスコーナーが支所等として残ることになります。

また、最下段に記載の主要統計をご覧ください。右側の中程ぐらいになりますけれども、工業出荷額が 1 兆 2,000 億円と 5 区の中で最も大きなものとなっています。上段地図からも大きく海に開かれ国内屈指の国際貿易港である大阪港を有し、西日本の物流拠点としての機能を担っています。こうした工業の集積、高い港湾機能にウォーターフロントとしての魅力を兼ね備えた特別区といえます。

また 1 枚おめくりいただけますでしょうか。11 ページ「 - 東区の概要」と書かれたページです。こちらのほうで言いますと、現在建替中の城東区役所が本庁舎、現在の東成区役所・生野区役所・旭区役所・鶴見区役所が支所等として残ることになります。

また、東区は最下段に記載されております主要統計の年齢別人口比を見ますと 15 歳未満が 12.7%、65 歳以上が 23.6%とそれぞれ高く、子育て世帯や高齢者の皆さんが多く住む地域であることが分かります。

併せて、多くの中小企業が集積した地域でもあり、地域コミュニティーに根ざした定住魅力と多くの中小企業の立地という特性を併せ持った特別区といえます。

右側のページをご覧ください。12 ページ「 - 南区の概要」でございます。こちらで言いますと現在の阿倍野区役所が本庁舎、現在の平野区役所・住吉区役所・東住吉区役所・住之江区役所、そして現在の東住吉区役所矢田出張所、平野区役所加美出張所などが支所等として残ることになります。

また、最下段に記載の主要統計のほうをご覧ください。年齢別人口比、左側の中程ぐらいですけれども、こちらを見ますと東区と同様に 15 歳未満が 12.9%、65 歳以上が 24.4%とそれぞれ高く、子育て世帯や高齢者の皆さんが多く住む地域であることが分かります。

併せて、「あべのハルカス」をはじめ新しい商業施設や学生が集う大阪市立大学、住吉大

社などの歴史ある神社、環濠集落など歴史と新しいものが融合した都市魅力あふれる、定住魅力ある特別区となっております。

もう1枚ページをおめくりください。左上「 - 中央区の概要」と書かれた、13ページになります。こちらで言いますと現在の西成区役所が本庁舎、現在の中央区役所・西区役所・天王寺区役所・浪速区役所が支所等として残ることになります。

また、最下段に記載した主要統計、こちらをご覧くださいますと右側の中程ですが商業販売額が18兆8,000億円と5区の中では最も高く、国内の都市でも有数な金額を誇っています。また、昼夜間人口が237%、こちらも極めて高く、更に高等学校、大学などの教育機関が多く立地する多くの人が集まる西日本屈指のビジネス、商業が盛んな特別区とすることができます。

最初に協定書のイメージで述べさせていただきましたように、こうした各区それぞれの特性を踏まえまして特別区それぞれの実情や住民ニーズに応じたサービスを5人の区長、区議会の下で提供していくことになるものです。

引き続き、右側のページをご覧ください。「町の名称」と右上に書かれているページです。現在の行政区の名称は地域の歴史や文化を踏まえ長年使用してきたもので、特別区の町名を定めるにあたりましては原則、新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間、現在の行政区名を挿入することを考えております。

具体的に申しますと、こちらは都島区でございますので北区を例に取りますと、例えば都島区片町という地名につきましては北区都島片町、淀川区十三本町につきましては北区淀川十三本町、東淀川区淡路につきましては北区東淀川淡路、福島区海老江につきましては北区福島海老江というふうにするのを考えております。

併せまして、現在の北区につきましては、例外的に現在の行政区名を使わずに北区梅田を、同じく北区梅田とすることも考えております。

今後、最下段に「ひとくちメモ」という枠囲いがございますが、こちらにありますとおり特別区の設置が決まった場合には、例えば町単位で現在の町名の前に行政区名を追加するかどうか市民の皆さんのご意見をお聴きして決定してまいります。

では、1枚おめくりください。「特別区と大阪府の事務の分担」と左上に書かれたページをご覧ください。ここでは特別区と大阪府が行う事務、これからは仕事と言わせていただきますが、この役割分担を示しています。この仕事の役割分担が特別区の仕組みづくりの根本となるものです。

仕事に応じて後ほどご説明します職員体制、つまり人をどうするか、特別区と大阪府でどのように税源、つまりお金をどう配分し調整するのかなどが決められているということでございます。

まずオレンジ色の枠囲いのところの「基本的な考え方」をご覧ください。現在、大阪市は保育や保健所、小中学校などの住民に身近な仕事と併せまして広域交通基盤の整備や成長分野の企業支援などの広域的な仕事も行っています。

この広域的な仕事の部分につきまして、大阪府との間で二重行政の問題といったことがいわれております。これを広域的な仕事を大阪府に一元化しまして国で議論がなされているいわゆる二重行政の問題を解消し、大阪府が大阪全体の成長などにかかわる仕事を行うことにいたします。

そして特別区では選挙で選ばれた区長、区議会の下、先程ご説明いたしましたそれぞれの区の特徴などに応じて住民に身近なサービスが提供されることとなります。大阪府と特別区で仕事をきっちり分けて役割分担を明確化するというところでございます。

これまで大阪市が大阪府と同様に担ってきた交通基盤の整備などの広域的な仕事は大阪府で担うこととなります。従って、特別区は住民に身近なサービスを担うことになり大阪府と同様の広域的な仕事の負担を負うことはなくなります。

その下の枠囲いをご覧ください。現在、大阪市が行っております仕事は大阪府と特別区が行うこととなります。その際、大阪市の仕事の引き継ぎにあたっては、現在の大阪市のサービス水準は維持されることとなっております。

つまり現在大阪市が行っている仕事の担い手が大阪府と特別区に変わりますが、引き継ぎにあたりましては現在の大阪市のサービス水準は変わりません。すみません。1枚おめくりいただけますでしょうか。

「職員の移管（特別区の職員体制）」と書かれたページをご覧くださいませでしょうか。ここでは特別区と大阪府の職員体制に関する考え方をお示ししております。17ページでございます。

「職員の移管（特別区の職員体制）」、オレンジ色の枠囲み「基本的な考え方」に記載しているとおり特別区と大阪府は先程説明いたしました仕事の役割分担に基づき、それぞれがきっちりサービスを提供できるよう最適な職員体制を整備します。

中段以下の「職員の移管（イメージ）」をご覧ください。平成29年の特別区設置直前の職員数は左側でございますが、大阪市と大阪府を合わせた概数でその一番下のところにお示ししておりますとおり7万7,100人と見込んでおります。

その右の記載でございますが、特別区設置当初には特別区、一部事務組合、大阪府の合計で7万7,300人に増える見込みです。これは現在の大阪市の職員構成におきましては技能労務職員が非常に多くなっております。特別区の職員体制を整備するにあたりまして技能労務職員以外の事務職員等を増員する必要があると見込んでいます。

その後、右側に移りまして行政改革などにより職員の効率化を進め、同じく概数で7万5,600人になると見込んでおります。

右側の18ページをご覧ください。「特別区の行政組織（イメージ）」をお示しいたしております。組織の名称はあくまでもイメージであり仮称でございますが、5つの特別区におきましては選挙で選ばれた区長の下、危機管理や教育などの部局を備えた行政組織が整備され、地域の実情に応じ独立した自治体運営がされることとなります。

また、これまでも区役所などで担ってございました住民サービスの窓口は特別区になって

も現在の 24 区役所や現在の出張所等で引き続き行いますので、住民の皆さんの利便性が損なわれることはありません。

では、また 1 枚おめくりいただけますでしょうか。「税源の配分・財政の調整」と書かれたページでございます。「税源の配分・財政の調整」につきましてご説明します。まず上段をご覧ください。

税源の配分とは税金の種類ごとに特別区の税金なのか、大阪府の税金なのかを決めることです。財政の調整とは、先程ご説明しました仕事の役割分担に応じてそれぞれがきちんとサービスを提供できるよう必要な財源、これからはお金と言わせていただきます、を特別区と大阪府に分けることです。併せて、各特別区に配るときには特別区ごとに収入に大きな差が出ないように調整することです。

オレンジ色枠囲い「基本的な考え方」をご覧ください。財政調整を行うことで各特別区で子育て支援や児童相談所など必要なサービスが提供できるお金を確保し、各特別区間の税収入の格差ができるだけ生じないようにします。これによりお金の面からもサービス水準が維持されます。

併せまして、大阪府には大阪市から移る大阪城公園のような大規模公園や広域的なまちづくりなどの仕事に応じたお金を配分します。これはあくまで市から大阪府に移される仕事に必要なお金が配分されるということであり、大阪市から大阪府にお金だけが移ることはありません。

その下の枠囲みをご覧ください。これら特別区と大阪府に配分するお金は大阪府の特別会計で管理し、その配分割合は特別区設置後 3 年間は毎年、その後は概ね 3 年ごとに大阪府・特別区協議会（仮称）で検証します。

その際、大阪府が受け取るお金については大阪市から移管、大阪市から移る仕事に使われているか検証いたします。

その下、「特別区の財源（イメージ）」をご覧ください。皆様から納めていただく税金につきましては大阪市から大阪府に移管、移した仕事に使用されるものを除き特別区のサービスに使われることとなります。そのイメージを表にしたものです。

それでは 1 枚おめくりいただけますでしょうか。「大阪市の財産の取扱い」と上に書かれた 21 ページをご覧ください。ここでは市民の皆さんが日頃から利用している施設をはじめ現在大阪市が持っている株式などさまざまな財産が特別区に引き継がれるのか、大阪府に引き継がれるのかを記載しています。

オレンジ色枠囲い「基本的な考え方」をご覧ください。こちらに記載しておりますが、まず学校や公園など住民サービスを進める上で必要な財産は、先程説明しました特別区と大阪府の仕事の役割分担に応じてそれぞれに引き継がれることとなります。

これまで大阪市が提供していたサービスを、これからは特別区と大阪府が提供していくこととなります。サービスの提供者が変わるだけで市民の皆さんが日頃から利用している施設が使えなくなることはありません。これまでどおり当然使えます。

次に、株式や大阪府がさまざまな目的のために積み立ててきた基金、いわゆる貯金などについては大阪府が担う仕事にどうしても必要なものを除き、特別区に承継されることとなります。

その下の枠囲みをご覧ください。例えば、高等学校などの財産は大阪府に引き継がれますが、将来それら大阪府の仕事が終了した場合にその財産をどうするか、その取扱いについては大阪府・特別区協議会（仮称）で協議します。その際には、もともと市民が築き上げてきた財産であることを十分踏まえて考えていくこととなります。

1枚おめくりください。23ページ「大阪市の債務の取扱い」と書かれたページをご覧ください。こちらについて説明いたします。ここでは大阪府がお金を支払う義務、つまり債務をどうするかということに記載しております。23ページでございます。

債務の主なものといましては大阪市債、いわゆる借金ですが、基本的な考え方はオレンジ色枠囲みの部分です。記載しておりますように大阪市債は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は仕事の役割分担に応じて大阪府と特別区が負担いたします。

大阪府と特別区の負担額は先程ご説明しました財政調整などによって必要な財源が確保されます。これによりこれまでの債務は確実に返済されます。

右のページに移ります。「一部事務組合、機関等の共同設置」24ページになります。上段にございますが一部事務組合、機関等の共同設置とは5つの特別区が連携して効果的、効率的に仕事を行う仕組みのことで、一部事務組合につきましては5つの特別区の区長や区議会議員がメンバーとなって運営されるものです。

こうした仕組みを使って大阪府内でも31の一部事務組合がさまざま仕事を行っておりまして、現在、長年にわたって安定的に運営されてきています。

今回5つの特別区が一緒になってつくる一部事務組合で行う仕事は、平成30年に都道府県に移す関係法案が国会で議論されております国民健康保険事業や1つに集約して処理するほうが効率的なコンピューターシステム、そして中央体育館の管理などです。

あくまで特別区が担う仕事は各特別区において行うことが原則でございまして、一部事務組合で行う仕事は特別区の全ての仕事のうち約7%だけでございます。

次のページを1枚おめくりいただけますでしょうか。25ページ「大阪府・特別区協議会（仮称）」と書かれたページでございます。大阪府・特別区協議会とは、大阪府と特別区とが特別区において必要な住民サービスを提供できるよう話し合う場です。

中段の「大阪府・特別区協議会（仮称）のすがた」をご覧ください。東京にも同様の協議会がありますが、メンバーは東京都知事・副知事・都職員に23区長の中から選ばれた8人の区長となっております。これを、大阪では大阪府知事と5つの特別区の全ての区長を基本メンバーとします。

これまで説明してきました特別区の仕事に必要なお金の配分、確保や大阪府が引き継ぐ財産について大阪府の仕事が終了した場合にどう取り扱っていくかなど、特別区にとって大事なことについて話し合っていくことといたしております。

併せて、これも東京にはない仕組みですが、スムーズな調整を図るため有識者などで構成する第三者機関を設けることといたしております。

右側のページへ移ります。「各特別区の長期財政推計(粗い試算)」26ページをご覧ください。上段オレンジ色の枠囲いですが「推計の目的・位置づけ・まとめ」をご覧ください。この財政推計は、現在の大阪市のサービスを前提に特別区を設置した場合に5つの特別区それぞれの財政運営が可能かどうかを検証するために作成したものでございます。

この推計は税率の伸び率など一定の前提条件を設けた上で行った粗い試算でございますことから、それぞれの数値につきましては相当な幅をもって見ていただく必要がございますが、推計結果からは特別区の財政運営は十分可能ということになっております。

その下の枠囲みに記載しておりますが、特別区全体を合わせた推計は下のグラフにありますとおりです。財源活用可能額、これは使うことができるお金の額という意味でございますが、それが徐々に拡大して平成45年度には約292億円、平成29～45年度までの累計では約2,762億円となる見込みです。

この財源活用額を利用して各特別区は今までの仕事を拡充したり、サービス水準をよくしたり、住民の皆さんが必要としている新しいサービスを行うことができます。

1枚おめくりいただきました次の27ページから、更に1枚おめくりいただきました左側の29ページまでの間に5つの特別区それぞれの財政推計を示しておりますので、後ほどご覧いただけますでしょうか。

更に1枚おめくりいただきまして31～32ページ、こちらのほうには「みなさんからよくある質問にお答えします」ということで、皆さんからよくある質問とそれに対するお答えを載せております。

例えば、「特別区になっても住民サービスが維持されるの?」「これまで納めていた税金や水道料金などは高くなるの?」など、31～32ページにわたって8つの問いに対してお答えを記載しておりますので、後ほどご覧いただけますようよろしくお願いいたします。

私のほうからのご説明は以上でございます。

(司会)

ここで市長と区長が到着いたしましたのでご紹介申し上げます。橋下市長です。田畑区長です。

それでは市長より協定書の内容等についてご説明申し上げます。市長、よろしくお願いいたします。

(橋下市長)

皆さん、お忙しい中、これだけ多くの皆さんにお集まりいただきまして本当にありがとうございます。また、日頃より大阪市役所のいろいろ市政運営についてご協力を賜りまし

て本当にありがとうございます。着席をさせていただきます。

今日は特別区設置、いわゆる大阪都構想についての大阪市役所としての説明をさせていただきます。まず冒頭にちょっと一部テレビがまた誤報とありますが、MBSの『ちちんぷいぷい』という番組なのですけれども、あの石田さんというコメンテーターが「反対者を参加させないのは不公平だ」というふうに言っていますが、僕のほうからは自民党・民主党・公明党・共産党の議員には正式に参加をしてほしいということをお伝えしております。

僕の一方的な説明にならないように自民党・民主党・公明党・共産党の議員が参加をしてきちっとここで議論しましょうということをおっしゃったのですが断られたという経緯があるということをお伝えさせていただきます。

それと、今日ここでお話をする前にいろいろとどれぐらいの話にするかをちょっと決めさせていただきますので、今大都市局からの説明を聴いてよく分かったという方はどれぐらいいらっしゃるでしょうか、正直に手を挙げていただけますか。すみません。

なんとなく分かったという方はどれぐらいいらっしゃるでしょうか。あまりよく分からんわという方はどれぐらいいらっしゃるでしょうか。正直におっしゃってください。さっぱり分からんわという人。もう正直におっしゃってください。すみません。分かりました。ありがとうございます。そうしましたら早速、説明に入らせてもらいます。

今、大都市局から説明をさせてもらったのはこの制度といいますか新しい役所を、こういうふうに役所を改めますよということなのですが、この説明をするに際してはなぜこういう役所の作り直しが必要なのか、その提案理由ですね。

これは大阪市長として、僕がこういう大阪都構想というものが今の大阪に必要なという考えで今回こういう提案をさせていただきましたので、まずは提案理由をしっかりと皆さんに聴いていただいて、その提案理由が橋下、それはおまえの考え方がおかしいよという方であれば、これは大阪都構想の反対ということになります。

それから提案理由が仮に、ああ、それは言っていることはそうだねというふうに思われたとしても、次はじゃあ提案理由、その僕が考えているその目的を達成するために役所の一から作り直しまでは必要ないよね、大阪府庁と大阪市役所が今のままだと、それは橋下が言っていることをちゃんと達成できるんじゃないの？ というふうに感じて、これは大阪都構想は反対になると思います。

ですから今から説明をさせてもらう提案理由、何をやろうとしているのかその目的をまず皆さんに聴いていただいて、それで納得していただけるかどうか。納得していただいた上で、じゃあその目的を達成するためにこの役所の作り直しというところまで必要かどうか、そこを皆さんにご判断いただきたいというふうに思っております。

まず、提案理由としまして、なぜこれが必要になったのか、何をこの大阪都構想で達しようとしているのか、その目的なのですけれども、これは僕が大阪府知事、大阪市長になって大阪の役所、大阪府庁と大阪市役所、これはもう仕事の整理ができていないなというふうに感じました。

今から話をするのはパンフレットの1~2ページのところに記載していますので、また後ほど、今日話を聴いていただいた後にもう一度読み返していただきたいのですが。

大阪府知事、大阪市長の経験をやって今の大阪府庁、大阪市役所というこの役所、これは仕事が全く整理されていないから、その仕事が整理されていないということでちょっとこういう状況になっているのではないかということです。これが二重行政といわれるやつです。大阪府と大阪市がそれぞれ同じようなことをやっている。

ただ、この同じようなことというのは後で説明しますが、これは大阪全体にかかわる仕事なのですね。都島区民の皆さんのためだけにやっている仕事ではありません。この病院・大学・港・衛生研究所・産業、これは中小企業のいろいろな技術の研究所。衛生研究所というのは感染症とかそういうときの対策なのですが、大阪全体にかかわる仕事ですね、こういうのは。

大阪市のほうも、これを見てもらうとお分かりのとおり、都島の場合にはそこに市立の総合医療センターがありますけれども、あれは区民のためだけのお仕事ではありません。周辺の市町村の住民の皆さんも、非常に素晴らしい病院なので大阪市民以外の方も利用されます。

大学もそうですね。市立大学というふうに言っていますが、これは大阪市民の学生は30%未満です。ですから大阪市民以外の学生が、もうほぼ多数を占めている。港もそうですね。これは大阪市でやっている港ですけども、大阪市民だけが使っている港ではありません。

その他、この中小企業の支援をする研究所とか、こういうのも大阪市民だけというよりも大阪全体にかかわる仕事、これを大阪府、大阪市が共にやっている状況、この二重行政というものを解決しなければいけないというふうに考えているのが僕の問題意識です。

特に、これは今あるものが二重になっているだけでなく、僕の問題意識は将来同じように二重になる、そういう可能性がある、それはやっぱり僕はもう何としてでも解決しなければいけない。今あるものだけを何か効率化するというのではなくて、将来二重になることも、もうそれはなくしていかなければいけないというのが僕の問題意識です。

特に、この一番下のりんくうゲートタワービルとワールドトレードセンター、WTCビル、これは二重行政じゃないという意見を言うメディアの人たちもいますが、いろいろ考え方はあると思うのです。

例えば、ワールドトレードセンタービルというのは大阪市内、南港咲州に建てられました。りんくうゲートタワービルというものは泉佐野市、関西国際空港の前に建てられた。

これは二重行政ではないと言う人たちはこういう言い方をします、「このワールドトレードセンタービルというものは大阪市内のビルだ。こちらのりんくうゲートタワービルは大阪市内に建っていない、だから二重ではない」と言うのですけれども、これは視点が違います。

僕の視点では、大阪府知事をやっていた経験からすると、大阪というものは全国で2番

目に小さい面積なのです。一番ちっちゃいのが香川県ですが、大阪府が全国で 2 番目にこんな小さい面積なのです。大阪府域の中にこんな同じような高層ビル、同じ 256 メートルずつのビルなのですけれども、大阪府域内にこんなビルが 2 つあれば、それは二重行政だろうと僕は考えています。

ですから大阪府という単位で二重かどうかを考えているのですが、中には大阪市議会なんかでの議論では「いや、大阪市内にビルが 2 つ建っていないのだから二重じゃないのだ」ということを市議会で言う人たちはたくさんいます。特に大阪都構想反対の人たちはそういうことを言っています。それは、どのように考えられるかです。

皆さんは大阪市民であり、大阪府民でもあるわけですね。大阪府民でもある。ですから大阪市内だけのことを考えていいのかどうかということですね。

僕は大阪府内でこういうビルが 2 つあるのであれば、それは二重行政だと。大阪都構想反対の人たちは「市内には 1 つのビルしかないのだから、二重じゃない」という、二重というのは大阪府のために考えるのか、大阪市内という単位で考えるのか、そこに考え方の違いが出てきております。

ただ、僕はいずれにせよこういう大阪府、大阪市が同じような大阪全体にかかわるような仕事をやること、これはもう二重だというふうに思っていて、これを将来にわたっても、もうこういう図式は解決しなければいけないというのが僕の問題意識です。

もう一つは事業の失敗例なのですが、次のパネルで。これは大阪市がこれまでやってきた事業で失敗したものの、うまくいかなかったものの一例ですが、額を見てください。すごい額です、この額は。こういうことをもう二度と僕はこれはやってはいけないという、そういう問題意識があります。これを見ていただいたら分かりますが、1,200 億、1,500 億、1,500 億、これは皆さんの市民税なのです。

特に「オーク 200」1,027 億円、これはホテルへの不動産投資です。これもうまくいきませんでした。今この物件は売却手続きに入っておりますけれども、これはうまくいかなかっただけではなくて銀行から訴えられました、大阪市役所が。最後は和解で解決しましたが、結論は 650 億円支払えということになりました。今後 10 年間で 650 億円、1 年 65 億円を、これから皆さんの税金で払っていきます。

こちらは住之江に建った商業施設とホテルを併せたそういう不動産なのですが、そういう不動産にまた投資しまして、これは交通局がやったのですけれども 225 億円、これも失敗しました。民間企業に買ってもらったのですが、この間、落札価格が 8 億円でした。225 億円で建てたものが、落札価格は 8 億円。更に銀行からも訴えられまして、交通局の会計での負担ではありますが、先日 285 億円を一括で支払っております。

こういうことをどう捉えるのか、僕はこれは大阪にとって重大な問題だと、こんなことは繰り返してはならないという問題意識を持っております。

ただ、大阪市役所だけではありません。大阪府庁を見てください。これは今度は大阪府庁のこういうものです。数字をよくご覧になってください。皆さんは大阪市民でもあり、

大阪府民でもありますから、大阪市役所だけがよくなっても仕方ありません。大阪市役所と大阪府庁、両方よくなないと駄目だというのが、これが僕の問題意識です。

ですから僕の問題意識は知事と市長をやった経験から、大阪の役所を考えるとときに大阪府庁も、大阪市役所もトータルでよくしていかなきゃいけないという考え方。ですから大阪府庁と大阪市役所でしっかり仕事の整理をしていく、もう一回つくり直していかなきゃいけない、そういう問題意識の考え方です。

じゃあ先程言った二重行政、もう一度1番、こういう二重行政と2~3番、こういういろいろ無駄な事業ですね。ごめんなさい。これがどういう結果になっているか数字だけ見てもらいたいのですけれど次のページ、こちらなのです。

大阪府庁と大阪市役所は仕事の役割分担ができていないが故に、これは僕の問題意識ですけれども、両方が借金を重ねて。こっちのピンク色っぽいのが大阪府、灰色が大阪市ですが両方とも借金を重ねてきて、こちら側が市民一人当たりの負わされている借金額です。

右側のこっち側のほうが、東京都民一人当たりにも負わされている借金額です。大阪市民一人当たりのほうが、東京都民一人当たりの約3倍以上という金額になっています。これは見てもらったらお分かりのとおり、大阪府分と大阪市分がダブルでこんな金額になっているわけです。

じゃあ東京はどうなっているか、見てください。東京の場合にはピンクの部分、これが東京都分です。この灰色の部分特別区分、まさに今回僕が提案しているこの特別区、大阪市内に特別区を5つつくろうとしています、こういう役割分担に僕は持っていきたいというふうに考えているわけです。

(市民)

すみません、数字見えないので読んでもらえますか。

すみません。この数字ですか。63万1,000円と96万7,000円、合わせて大体160万円です。住民一人当たり、大阪市民一人当たりの借金というものが160万円。大阪府分が63万円、大阪市分が96万円。

東京の場合には、東京都民一人当たりが負わされている借金は48万4,000円です。50万未満です。東京都分が41万9,000円、特別区分が6万5,000円。

これは何かというと、大きな借金をするのは東京の場合には東京都がやると。ですから高速道路だったり、鉄道だったりいろいろ大きな施設ですね。大きな体育館とか大きな美術館、大きな東京全体にかかわるものはもう東京都がやるのだということで、東京都が大きな借金を負う。

特別区というものは後で説明しますが、大きな負担をせずに医療・福祉・教育に集中していく役所なので大きなものは負担しないという、そういう役所になっています。東京の場合にはこういう役割分担になっている。

ところが、大阪府と大阪市の場合には大阪府も大きな負担をして、大阪市も大きな負担をしている、この構造を非常に僕は問題視しています。

これがなぜ起きるのかといいますとパンフレットの 3 ページ、これはさっき大都市局が説明をしましたが。すみません。パンフレットの 3 ページ。こちらのほうをご覧になっていただいても結構なのですが。パンフレットの 3 ページ、左側のほうです。

大阪市役所というものは、非常に特殊な市役所です。皆さんがされる通常の市役所の仕事、これは保健・医療・子育て支援・保育所の問題とかそういうものです。高齢者の皆さんに対するサポート、子育てを含めた保健・医療、福祉と言っています。

それから小学校、中学校の問題、ごみ処理の問題、商店街活性化の問題、要は住民の皆さんに対しての身近なサービス、日常生活にかかわるいろいろなお世話といいますかサポート、それが通常の市役所の仕事で、皆さんのイメージしている市役所の仕事がこの基礎自治機能というのに入っているところなのです。

それに加えて大阪市役所は広域機能という、これは先程大都市局から説明がありましたとおり大阪全体にかかわる仕事なのです。すなわち大阪市役所というものは通常の市役所の仕事と同時に、大阪全体にかかわる仕事もしている。そして大阪府庁のほうは、もちろん大阪全体にかかわる仕事。結局、大阪市役所と大阪府庁で仕事の役割分担、整理ができていないというのが僕の認識です。

大阪市役所も大阪全体の仕事をしている、大阪府庁も大阪全体の仕事をしている。大阪全体の仕事をする役所が大阪市役所、大阪府庁と 2 つある状態、ここに二重行政の原因があると僕は考えております。問題意識としてはそういうことです。

大阪全体にかかわる仕事を大阪市役所と大阪府庁が、それぞれ大阪全体にかかわる仕事をやっている。だから、二重になる。さっきのパネルの 1 番です。これです。このように大阪府も大阪全体にかかわる仕事をし、大阪市も大阪全体の仕事をやる。

ですから、これは大阪全体にかかわる仕事は大阪府庁に全部任せましょうと。もう大阪市役所と大阪府庁がそれぞれ大阪全体にかかわる仕事をやる必要はない、もう大阪府庁に大阪全体でかわる仕事は全部お任せしましょうというのが今回の特別区設置、いわゆる大阪都構想の提案です。大阪全体にかかわる仕事は全部大阪府庁に任せてしまう、これでもう二重というものがなくなるんじゃないかという提案です。

それからパネルの 2 番、3 番、このさまざまな失敗もやっぱり仕事の整理ができていないからだという問題意識から、大阪府庁にはもう大阪全体にかかわる仕事を全部任せて、じゃあ大阪市役所は大阪全体にかかわる仕事からは手を引いて医療・福祉・教育、そこに基本的には集中してもらおう。そういう役所にしていくことによって二度とこういう大きな負担が生じないようにしよう。

もう市役所自体をつくり直して二度と、こういう負担が少なくなるように、もう大阪府庁と同じ負担をするような、こんな大きな負担をすることがないような市役所のほうにつくり変えていきたいと思いますということでパンフレットの 4 ページ、こちらが今の通常の大阪

市役所の仕事と大阪全体の仕事を、もう今市役所がやっている大阪全体の仕事は大阪府のほうに移してしまう。そして大阪市役所は通常の市役所にしよう、医療・福祉・教育、そこに集中しましょうということにします。

そして後で言いますけれども、医療・福祉・教育の仕事に集中させながら、より住民の皆さんの声を聴くために大阪市役所を 5 つの特別区に分けるということをしますが、まず僕の問題意識、第一には二重行政を絶対になくしたいと。それから二度と税金の無駄遣いのない大阪にしたいと、この問題意識から、まず大阪府庁と大阪市役所の仕事の整理をしましょうと。

大阪市役所の中で抱えている大阪全体にかかわる仕事は、もう大阪府庁のほうに移してしまう。大阪府庁のほうで大阪全体にかかわる仕事は全部やってもらう、これで二重はなくなるだろうと。

そして大阪市役所のほうは医療・福祉・教育に基本的には集中する。そういう役所にすることによって、大阪府と同様の負担を負うことのないような役所につくり変えていきたいと思いますというのが今回の大阪都構想の提案理由です。これは問題意識、提案理由の 1 つ目です。

次に問題意識の 2、提案理由の 2 番目なのですが、大阪の発展を考えたときにどういう役所が大阪に必要なのか、これが問題意識の 2 番目です。

僕は大阪府知事をやっていたので、大阪の発展を考えると常に僕の頭の中は大阪全体が活性化しないと。大阪全体というのは、大阪府域ですね。大阪府域全体での活性化がないと大阪は発展しない、大阪市内だけを見ては大阪の発展はないというのが、これは知事の経験での問題意識です。

大阪市内だけを見ていていいのか、大阪府域全体を見なければ大阪の発展はないということで、この大阪府域全体を引っ張っていく役所が必要なんじゃないかという問題意識を持っております。

例えば、まず数字のほうで 8 番。大阪府知事もやり、市長もやりながら役所の今トップをやっていますけれども、やっぱり大阪の経済の活性化ということになれば大阪に多くの企業に来てもらわなきゃいけない。今、企業のこういう数字がありますけれども、多くの企業に来てもらわなきゃいけない。

そして 9 番、また大阪が活性化するためには外国人観光客にもたくさん来てもらって大阪で消費をしてもらわなきゃいけない。少子高齢化時代、人口減少社会になりますから外国人観光客により消費をしてもらわないと大阪はやっぱり元気になりません。大阪の市民だけでというわけにはいけません。外国人観光客に今、非常にミナミなんていうのは盛り上がっている状況ですね。次、この次です。

これはデパートの売上です。売上の増加率は今、大阪は全国で 1 番になっています。デパートの売上というものは小売業のある意味象徴ですけれども、大阪全体の小売業はどんどん売上を伸ばしていってもらわなきゃいけない。

これは外国人観光客が来てくれることによって、非常にドラッグストアとかそういうところはもうかり始めています。とにかく小売業ですね。これはデパートということは一つの象徴にしていますけれども、やっぱり商売はうまくいってもらわなきゃいけない、そういうことを常に考えております。

次に、これはホテルの稼働率です。外国人観光客が来てくれる、外国人観光客に限らずいろいろな観光客が来てくれることによってホテルの稼働率が上がっていく。このホテルの稼働率を上げていくためにどういういろんな施策をしたらいいのか常にいろいろ考えております。ホテルが足りなくなってくればどこに建てていくのか、こういうことも考えております。

そして経済の活性化ということで有効求人倍率、大阪の中での仕事を増やしていく。どうやれば大阪全体の仕事が増えていくのか。仕事が増えていけば当然、失業率は下がっていきます。

景気が良くなれば14番、土地の値段は上がっていく。こういう大阪の景気といういろんな数字を見ながら、何をやらなければいけないのかというのを常に考えるのがやはり行政のトップとして大阪市長でもあり、大阪府知事でもあるわけですけども、実際にいろんなことを考えてくれるのは役所の担当局の幹部だったり職員だったりするわけです。

ただ、方向性を決めたりこういう方向でやってくれ、大阪に経済特区をつくってくれと色々なことを号令を掛けるのがやっぱり僕らの役割であって。じゃあ皆さん、今のいろいろな大阪の経済活性化、企業を増やしたり、外国人観光客を増やしたり、こういう問題は大阪市内だけを見る視点でいいのか。

それとも今僕がざっと説明をしたいろいろな経済の活性化というものは、大阪府域全体を見渡して物事を考えなければいけないのか、そこでどういうふうに考えられるかなのですよね。

僕自身は知事の経験をやり、市長の経験をやり、やっぱり大阪の経済の活性化と言えれば大阪府域全体で物事を考えて企業を増やしていく、外国人観光客を増やしていく、いろいろな小売業の売上高を伸ばしていく、そういうことを考えなきゃいけない、大阪府域全体で物事を考えていかなきゃいけないという認識を持っております。

それは5番、なぜそうかと言いますと、これは大阪府の地図なのですが真ん中の赤いところが大阪市の範囲です。この青色の点々というものは事業所、いわゆる経済活動をやっている主体ですね。いろいろな企業、商売をされているところとか事業所です。

これを見てお分かりのとおり今、事業所は大阪市内の中にとどまっております。かつては大阪市内の中にほとんどが集中していました。大正時代、「東洋のマンチェスター」と呼ばれていた頃は大阪府の人口の7割が大阪市内に集中していたということもあり、大阪市内にほぼ事業所も集中していたのです。

でも、今を見てください。この事業所は経済活動の主体は大阪市という枠を越えて、もう経済活動の主体は広がっているわけですね。こちら辺は山ですから、この青色の部分は

大阪府域全体です。大阪府域の平野部全体がこの青色の部分。すなわち大阪府域全体に経済活動の主体が今広がっているという、この事実。

次、これは人の移動の状況なのですがピンク色の部分というのが、ここが人が行き来している範囲です。もう大阪市内の範囲だけで人が行き来している時代ではありません。これはもう皆さんが普通に考えてもらったらお分かりのとおり、人の行き来は大阪府域全体に広がっております。

大阪市営地下鉄の利用者の7割は、もう大阪市民の方以外なのです。大阪市営地下鉄の利用者の3割だけが大阪市民という数字もあるとおり、もう大阪府域全体に人の移動は行き来している。

こういう状況を見ますと、経済活性化ということを考えれば常に大阪府域全体で物事を見て政策を考え執行していく、そういうことがもう今の時代は必要なんじゃないかと。

ところが今、大阪府庁と大阪市役所の関係は、皆さんがイメージすると大阪府庁が大阪全体のことを全部やってくれているというふうに思っているかも分かりませんが、これは違うのですね。これは知事になり、市長になりよく分かりましたけれども、大阪市内のことはもう全て大阪市役所がやりますという、そんな役割分担だったのです。

大阪市内の中でも、大阪全体にかかわることってありますね。例えば地下鉄というのは、これは大阪全体にかかわることです。先程も言いましたけれども、利用者の7割が大阪市民以外なわけですから、地下鉄というのは大阪全体にかかわることなのに、これは大阪市営地下鉄ということではまだにというか、今も市営地下鉄ですね。

それから「うめきた」開発。JR大阪駅前の17ヘクタールの、あの広大な空き地を今緑のまちづくりをしていきますけれども、あれも今までは大阪市役所がやるというふうになっていました。

今回、僕と松井知事の間でこれは一緒にやろうということにしましたけれども、大阪市内のことは大阪市役所がやる。そして大阪市以外が大阪府庁の担当というふうになっていたのです。

これはもう今からの時代は違うんじゃないかと。やっぱり大阪全体の発展を考える、全てそれを引き受けるきちとした大阪の役所が必要になる、そういうことで役所をつくり直していく必要があるんじゃないか。すなわち大阪府庁が大阪全体にかかわる仕事は全部引き受ける、やるのだということが必要なのではないかとというふうに僕は考えているわけです。

例えば、地下鉄の状況も見ていただきたいのですが17番、これは東京の地下鉄の状況です。すごいネットワークが広がっています。これは東京都が考えて、東京都がいろいろこういう東京全体のこと、地下鉄のネットワーク、鉄道のネットワークというのを考えています。地下鉄13路線中相互乗り入れ、乗り換えの設備、私鉄とつながっているのが10路線。13本の地下鉄のうち、10本はもう私鉄と相互乗り入れなのです。

これは大阪市営地下鉄です。大阪市交通局、9本の地下鉄のうち相互乗り入れが3本と。

私鉄とつながっているのが。ただ、これは技術的な問題があるので今日明日にすぐ私鉄とつながるわけではありません。いろいろ技術的な問題があります。レールの幅が違うとかいろいろなことがあるのです。ただ、技術はいくらでもこれは進歩していきますので。

結局、この地下鉄ネットワーク、鉄道ネットワークというものを考えたときに大阪市内のことだけを見ていていいのか。やっぱり大阪全体の経済活性化のことを考えると、大阪全体の視点で考えなければいけないのか。僕は後者の考え方、大阪全体でこの地下鉄の問題というのは考えないと経済活性化にはつながらないだろうと。

15番、これは高速道路ですけれども、東京の高速道路で中央環状線というものがこの間、通りました。40年前の計画がやっと40年後、今になってこれが開通したのです。新宿から羽田まで今まで40分かかっていたところが、これで20分短縮になりました。これは池袋・新宿・渋谷、東京の繁華街ど真ん中を高速道路が走っているのです。これはどこに通したのでしょうか、どこに通したのですかとよく聞かれるのですけれども地下に通しているのです。ものすごい高速道路ですね。40年前に決めた計画がやっと今花開いて、それはすごい便利になっています。

一方、大阪も一生懸命頑張って、ここまで環状線。ここは阪神高速の環状線ですが、周りもこの湾岸線の近畿自動車道、阪神高速大和川線とかを使いながらこの環状線というのを造っていつているのですが、この赤色の部分がずっと進まなかったのです。淀川左岸線延伸部というやつですけれど。

これは、なぜ進まなかったのか。この赤色の右側の部分が大阪府の担当、左側の部分が大阪市の担当、話し合いがつかなかったです。今回やっと僕と松井知事の間でこれをやろうよ、大阪のために必要じゃないかということでやっとこれを進めようということになりましたが、完成するまでに30年ぐらいかかります。30年以上か、それぐらいかかります。

ですから、さっきの鉄道というのは、17。この東京の鉄道も小田急線というものが新宿にぶつかって、今は千代田線に入ってもう栃木のほうまで行くわけです。抜けるわけですね。東急東横線というものが入って、これはごめんなさい、何線か忘れちゃいましたけれど、これで。これは有楽町線か。今この紫色のやつがこうきて、これはこっち側に抜けていくのです。

とにかくこれは全部地下鉄と私鉄というものがつながってこうなっていますけれども、僕は40年前、東京に住んでいましたけれど全部つながっていませんでした。全部新宿で終点、渋谷で終点とか、そんなのだったのですけれど、もう40年たった今、えらいことになっていますね。

でも、1~2年でできる話じゃないのです、こういうのは。やっぱり40~50年かかって、そしてこういうことが実行されていくと。

こういうことを考えても大阪府庁と大阪市役所が話し合いをやってやればいいということは、僕は違うんじゃないのかと。もう大阪全体にかかわることは大阪府庁に任せて、選挙で選ばれた府議会議員と知事が大阪全体のことを考えてどんどん進めていかないと間に

合わないんじゃないかと思っております。

例えば、大阪全体の取り組みとして 21 番。今、これは特区というものを大阪全体でいろいろやっています。特区というのは経済特区で、いろんな法律や税制のルールも例外の地域を定めて大阪を活性化させようということ。これは特区の取り組みを今やっています。

それから 22 番、これは「グランドデザイン・大阪」といって大阪全体をどう変えていくか。新大阪エリア・大阪城エリア・御堂筋エリア・難波・天王寺、これは咲洲・南港ですね。これなんかは咲洲エリア、こういうことをいろいろやっている。

それから成長戦略のところです。これはいろいろ大阪の成長戦略とか大阪の都市魅力、もっと大阪の魅力を上げていこう、観光客を増やそう、文化を発展させてとか、これは災害対策ですが、特に大阪を成長していこうなんていう成長戦略というものをつくっています。これは今、大阪府庁と大阪市役所が話し合いをやって決めている状況です。

ですから僕と松井知事の間で話し合いは、ほぼまとまります。だから大阪都構想反対の人は話し合いでやればいいのかという考え方の人たち。べつに役所をつくり直す必要はないと。

でも、僕の問題意識は人が代われれば話し合いはまた滞るだろうと、今までもそうだったんじゃないのと。全然進まなかった、進んでいるものもあるかも分からないけれども進まなかったのはたくさんあるんじゃないかと。

であれば大阪府庁に、こういう大阪全体でかかわることを全部任せると。この前のやつです。22 番、こういうグランドデザイン。これも大阪市内のことなので、今は大阪市役所担当となっているのです。

でも、これを見てもらったらお分かりのとおりリニアとかいろんなこういうものは大阪にかかわることなので、大阪市役所がやるのではなくて大阪府庁に全部任せたらいいんじゃないかという問題意識です。

これも特区です。これも今、大阪市と大阪府が話し合いをしながらやっているのですけれど、大阪府庁にもう全部任せたらいいじゃないのという問題意識です。

そして大阪市役所というものは先程言いましたように医療・福祉・教育のほうに集中していく役所になって、大阪府と同じだけの負担を負わないようにしたらいいんじゃないかという問題意識です。

これが 2 番目です。大阪の発展を考えたときには、大阪全体の視点で経済活性化をしなければいけない。そのときの役所はどこか、それはもう大阪府庁に絞っていけばという問題意識です。

3 目、次はこの大阪市内において住民の皆さんの声をしっかりくみ取る、そういう役所が本当にあるのか。今の大阪市役所で、これでいいのかというのが問題意識の 3 目です。

僕は今、大阪市長をやっていますが、人口が 267 万人です。これを見ていただきたいのですけれども、人口 267 万人は、実は広島県や京都府と同じ人口なのです。大阪市の人口って、すごい多いのです。市でいけば横浜市の次です。横浜市が 360 万とかそれぐらいの

人口で、その次です。日本で2番目に人口の多い市なのです。260万人、広島県や京都府と同じです。

じゃあ、広島県と京都府はどういう仕組みで住民の皆さんの声をくみ取っているのか、次の図。これは図を見ていただきたいのですが、左が京都府、右が広島県。京都府は263万人、広島県は285万人、ほぼ大阪市と同じぐらいの人口です。

この人形さんみたいなのは何を意味するかというと、選挙で選ばれる行政のトップです。選挙で選ばれる長の数を見てください。京都府では15人の市長と10人の町長、1人の村長を合わせて26人の市町村長が263万人を相手にする。263万人の担当になっているわけです。選挙で選ばれた長、26人が260万人の住民の皆さんの担当となって住民の皆さんの声をしっかり聴いている。

広島県を見てください。広島県は14人の市長と9人の町長、合わせて23人の市長や町長、選挙で選ばれる長が選挙等を通じて、また選挙ということになれば僕ら選挙で選ばれる人間は当選するためにいろいろ住民の皆さんに訴え掛けて話を聴いたりするわけです。そういうことをやる長が、広島県の場合には23人いるわけです。

じゃあ、大阪市はどうなのかということです。大阪市は260万人の人口の中に選挙で選ばれる長、行政のトップは1人だけ、僕だけです。1人だけ。

これで本当に住民の皆さんの声をしっかりくみ取れるのですかと。今まで市民の皆さんはこういう大阪市役所の状況に慣れきっているので何も疑問を持たれないかも分かりませんが、広島県や京都府では同じ260万人の人口で23人、26人の選挙で選ばれたトップがいるわけです。すなわちそれぞれのエリアを小分けして、そのちっちゃい小分けしたエリアの中の住民の皆さんに、選挙を通じていろいろ声を聴いてコミュニケーションを取っていく。大阪市の場合には260万人の人口で1人だけ、僕だけという状況になっています。

そこで皆さんがちょっとあれ？ というふうに思われるかも分かりませんが、横にいる田畑ですけれども都島区長。非常に仕事ができるし、都島の区政運営をよくやってくれていると思うのですが、田畑は区長ではありませんけれども選挙で選ばれておりません。

ですから、田畑は僕の部下です。公務員の職員です。ですから僕の指示で動くわけです。皆さんの声をしっかり聴いて仕事をしているとは思いますが、最終の決定権者は僕なのです。

僕の立場はどういうことかということ、選挙で選ばれますから僕には上司がいません。だから最終決定権は僕なのです。自分で判断して、自分で責任を取って、自分で決定していくという立場です。そして役所全部に指揮命令ができる立場です。

しかし、田畑は都島区長で都島区民の皆さんのことを一番よく知っているはずなのですが、最終決定権はない、僕の部下である。ここに本当に皆さんの声をくみ取ることができるのかどうか、非常にやっぱり僕は疑問を持っています。

恐らく都島区のこと、細かなことに関しては田畑のほうがよく知っているはずで、例えば、保育所をどこに造ったらいいのか、保育所の数が幾つ要するのか、図書館は幾つ必要な

のか、こういう問題については田畑のほうがよく知っているはずなのですが、田畑がそれを全部決めて造っていくということはできません。

田畑は何かをやると思うと、そういう問題については淀屋橋、中之島、僕が仕事をやっている大阪市役所の本庁のほうにお伺いを立てに来て、それで認めてもらうということなのです。その繰り返しですね。

大阪市役所の本庁にはそれぞれの局、局長という者がいますけれど、保育所を造るのであればこども青少年局長、そこが保育所をどこにどう造るかということを決めていくわけです。田畑の意見を聴きますけれども、でも田畑が最終決定権を持っているわけではない。

僕の思いは、これからの時代はやっぱり区長は選挙で選ばれるべきだと。そして住民の皆さんが最後に選挙を通じて、当選させるも落とすも最後は住民の皆さんに決めてもらう。どういうまちづくりをするかは区長がやるべきだという思いです。

そうしないと、住民の皆さんの声をしっかり受け止めることができないのではないかと考えております。といいますのも、例えば25番、これは図書館なのですが、都島って何人でしたっけ。10万人。

大阪市の場合には先程も言いました選挙で選ばれる長、行政のトップは僕だけです。だから僕が最後、最終決定権で行政の組織のほうに指示を出していくのですが、図書館をどこにどう造るかというのは、これは正直、大阪は260万人のこんな大きいところで僕が一個、一個判断するわけにはいきません。分かりません。

今大阪市はどうなっているかという、ややこしいので1区1館となっています。10万人の都島でも図書館が1館だけ、5万人の福島区でも1館、20万人の東淀川区や平野区でも1館。1区1館。

もうこれを10個でどうするこうするとやったら、例えば今どこかに1館、1つ増やすと、いや、うちも増やしてくれ、うちも増やしてと、もうその調整ができなくなるのです。僕1人ではそれはできませんので、今大阪市のルールというのは基本的には1区1館と。

東京はどうなっているか。まさに今回は特別区というのを提案していますが、東京の区は選挙で区長が選ばれるのです。ですから大阪の区とは全然違います。

さっき大都市局から説明がありましたけれど、これはもうある意味独立の市町村なのです。区と名前が付いていますが、独立の市町村。もうこの区単位で全部物事を最終決定できるわけです。いちいちお伺いを立てる必要はない。

ですから区単位で図書館の数はバラバラです。もう必要なだけ、ちゃんと自分たちのお金の範囲内で幾つ造るかというのは自分たちで決めていくというのが東京23区の状況。

実際、本の数を見てもらいたいのですが、東京都は一人当たりの図書数が2.9冊。大阪市での一人当たりの図書数は1.4冊。大阪市の一人当たりの図書は半分しかない、東京に比べて非常に本の少ない町なのです。

だからといって僕は図書館を増やせと言って号令を掛けても、じゃあどこに幾つ造るのか、もうぐちゃぐちゃになります。だから、もう1区1館というルールになっていると。

次のページ、スポーツセンター、温水プールを見てください。1区1館です。人口5万の福島区でも1館、平野区でも1館、もう1区1館です。東京のほうは全部各区が自分のお金の範囲内で幾つ造るかを決めていくということになっています。

ですから大阪市というこの町を1つの単位として捉えて、何でも同じように1区1館で造っていくとか、大阪市を全部一律に見て同じルールでやっていくというやり方がいいと、これまでのやり方で、そういうやり方を重視していくということになれば大阪都構想は反対になるのでしょうか。

でも、大阪市のそれぞれ地域が、さっき大都市局の説明があったと思いますけれども5つを特別区に分けて商業地だったり、住宅地だったり、住まわれている住民の皆さんの年齢の状況だったり、そういうのも全然地域ごとに違うのです。

にもかかわらず大阪市全体でこの都島区・西淀川区・此花区・住之江区も全部一緒に物事を進めていくやり方がいいのかどうなのか。高度成長時代1つの方向に向かってずっと進んでいったときにはいいのしょうけれども、今住民の皆さんの要望、要求、そういうものは多種多様です。

この多種多様な住民の皆さんの要望に応じていくためには大阪市内の大体地域柄が似ているところを5つぐらいに地域に分けて、その地域内でもう皆さんにそれぞれ考えてもらいましょうというのが僕の問題意識で、特別区というものを提案しました。

今1区1館になっていますが、東京の特別区ではこのそれぞれ自分たちで判断をしているということです。

それから教育委員会の問題を言わせてもらいます。29番、これは体罰・暴力、学校現場の体罰事案は多いですね。収まらない。落ち着きがまだないです。これは24年度はちょっとガツとこう上がりましたが25年度もこういう数字。こっちはいじめです。いじめはもう年々増えていっているような状況です。

僕はこの問題も今、しっかり教育委員会と協議をして何とかただそうということをやっていますが、大阪市の決定的な問題点として教育委員会が1つしかない。僕は、これは大問題だと思っています。

といたしますのも小学校、中学校の数は400校以上あるのです。400校以上、それを1つの教育委員会で見られるのかと。多分、見られないと思います。さっきのパネルで広島と京都のやつですが、これです。

これは260万人、285万人の人口の京都府と広島県ですが、これはさっき言いました26の市町村があるということは、教育委員会は26個あるのです。各市町村ごとに教育委員会がありますから、京都府は26個の教育委員会がある。それに京都府の教育委員会の委員会もあるのです。広島県の場合にも23の市町村、23の教育委員会があるのです。つまり、この一つ、一つのエリアごとに学校を見ていくということなのです。

今、大阪市は260万人で教育委員会は1つしかなくて、学校を400以上も見られるのかと。実際に今改革をやりながら都島区内の学校ぐらいは都島区長がちゃんといろいろ口出

しをしながらやれるような、教育行政に関与できるような、そういう仕組みをつくっていかうというふうにはやっているのですけれども、それでもやっぱり僕は根本的な解決としては教育委員会が足りないと思っています。

そこで特別区を設置しますと5つの特別区ができますから、この5つの特別区にそれぞれ教育委員会ができます。教育委員会が5つになります。

それから児童相談所もそうなのですけれども、30番。これは児童虐待の数なのですけれども、やっぱり大阪は多いですね。悲惨な事案が多いです。

ただ、児童相談所は今大阪市内は1つしかありません。僕は対応できないと思っています。ですから今回、僕が予算を付けて1個増やしまして平野に造ることにしました。でも、2個でも足りないと思っています。特別区になると、児童相談所が5つになります。どちらのほうが児童虐待の対応ができるかということですね。

ただ、「児童相談所を5つに増やすというのは今でもできるじゃないか」という意見もありますが、児童相談所を増やすだけでは駄目なのです。さっき言ったように役所で全部指示ができる、選挙で選ばれたトップの下に児童相談所がないと意味ない。

児童相談所を今5つに増やしても最後僕のところに全部決定、判断が全部上がっているともう1人では対応できません。だからこそ選挙で選ばれた区長5人を置いて。最終責任者、最終決定権者、選挙で選ばれた区長を5人置いて、その下に児童相談所を置くということが重要なのです。

パンフレットの区役所の図です。区役所の組織です。パンフレットの18。重要なことは、今の区役所はこれなのです。都島区役所、ここは田畑区長です。でも、こういう部門のトップ。ですから、こういう部門に対しての指揮命令しかできません。

それが今度、特別区にすると、もうここに今大阪市役所にいろいろある関係各局みたいなものが全部特別区長の下にくるのです。ですから、特別区長は児童相談所やその他の局に指示を出しながら児童虐待も対応できる。

すなわち僕が大阪市役所で常日頃やっている仕事、何かあればすぐ幹部を呼んで協議をしてこうやってくれ、ああやってくれというふうなことをやっているこの仕事を、今度は特別区長が5人でやるというイメージです。今僕が1人でやっていることを5つのエリアに分けて、それぞれに大阪市長、僕みたいな人間を5人置いて、そして役所に指揮命令を出して役所を動かしていく。1人でやる所を、大阪市内で少なくとも5人ぐらいでやらないと仕事が回らないという問題意識を持っております。

これからの時代は住民サービス、皆さんに提供する医療・福祉・教育のサービスを無尽蔵に増やしていく時代ではなくなります。少子高齢化時代になって社会保障費もどんどん増えていきますから、使わなければいけないお金がどんどん増えていく中で、皆さんにあれをやる、これをやるということをごんごん言い続けられる時代ではなくなります。

ただし、必要なものはやっぱり増やしていかなきゃいけない。必要なもの、さっき言いました図書館なんかはやっぱり足りないと思います。恐らく保育所なんかも増やしてい

かなきゃいけないし、必要なものは増やしていかなきゃいけない。

僕はちょっといろいろな改革で皆さんにご迷惑をお掛けしたかも分かりませんが、赤バスというものも廃止をさせてもらいました。場合によってはああいうものは地域によっては必要だという地域があるかも分かりません。高齢者の皆さんが多い地域の方。

でも、その場合には何かを我慢しなければいけない、そういう時代に入ってきます。必要なものを増やすのであれば、何かを我慢しなければいけない時代に入ってきます。そのときに、大阪市長 1 人が大阪市内の 24 区全てを調整するというのは、もう僕は不可能だと思っています。

赤バスについても今回は全部廃止というふうにやりました。これはどこを残す、どこを残さないをやると収拾がつかなくなるので、もう全部廃止だということにさせていただきました。

でも、これがもし 5 つのエリアに分かれると、赤バスをどうしても必要だというエリアが出てくるかも分かりません。その代わり、その地域は赤バスをやる代わりに他の地域でやっていることを何か我慢するという、そういう調整が可能になってきます。

結局、大阪市長 1 人では 260 万人の皆さんとコミュニケーションを取りながら必要なものと不要なものを調整するというのもう不可能だと。あるものを皆さんに平等に、さっきの 1 区 1 館みたいなかたちで平等に配分することは 1 人でいくらでもできます。分配の政治はいくらでも 1 人でできます。しかし、調整の政治はもう 1 人ではできません。

ですから 5 つのエリアに分かれていただいて、それぞれのエリアの特色に応じて地域の皆さん、住民の皆さんのニーズに合わせて必要なものは増やしていく。何を幾つ、どこに造っていくのか、何をやるのか、こういうことを住民の皆さんに考えてもらい、その代わり何を抑えていくのか。

それは大阪市全体で抑える必要がありません。この新しいこちらの地域だと北区ということになるわけですから、北区で特別に何かを増やすのであれば北区の中で何かをやったり我慢していく、こういう調整の政治ということこれからやろうと思えば、大阪市長 1 人ではなくて選挙で選ばれた区長が 5 人大阪市内にいるべきだというのが今回の提案理由です。

そこをどう考えるか。やっぱり大阪市長は 1 人でやっていったらいいじゃないかという考え方の人は大阪都構想は反対ですし、5 人必要でそれぞれのエリアごとにその調整をやっていこうという考え方の人は大阪都構想賛成ということになるのかなと思っています。

もう一つは住民の皆さんといいですか、役所の意思決定の在り方として僕はこれは田畑にも、田畑個人じゃないですけども、区長にいろいろ注意をしたところがあります。田畑個人じゃないですよ、区長全体に。

何かといいますと、大阪市が物事を決めていくときに地域の皆さんの本当に多くの声を聴いているのかどうなのか、そこは何度も注意をしています。

今まで大阪市役所が物事を決めるときには地域振興会というところの一部の人の意見、それを大変重視しておりました。僕は決してそこは否定をしません。常日頃町内会の皆さんの活動によって大阪市政はいろいろ支えていただいている。ボランティア活動なんかでも協力していただいていることは非常にありがたいのですけれども。

でも、物事を決めていくときに一部のそういう人たちの意見だけで進めるというのは、本当にそれはどうなのかという問題意識を持っています。

ちょうど今日新聞報道であったように、大阪市の地域振興会は24名ぐらいのメンバーが大阪都構想反対を決めたという報道がありました。これから町内会といいますか、地域振興会は大阪都構想を反対という方針でやっていくのだと。回覧板とかそういうもので大阪都構想反対をもうこれから呼び掛けていくと。

僕は、そういう意思決定の在り方は町内会でいいのかなというのは非常に疑問です。町内会の中にはそれこそ維新の会・自民党・民主党・共産党・公明党、いろんな支援者の方がいます。政治的にはいろんな考え方の人がいます。

でも、それは選挙のときに闘っても、やっぱり普段は町内会としては町内でみんな地域コミュニティで力を合わせてやってもらわなきゃいけないわけですね。にもかかわらずこういう問題のときに。

しかも大阪市の地域振興会のメンバーはどうやって決められたのか知りませんが、その人たちがもう大阪都構想反対とやって、これから地域振興会はそういう方針でいくんだ、それで回覧板でそういうことを回してみんなで運動していこうなんていうことをいまだにやっているというのは、非常に古い町だなということを感じています。

なぜこういうふうになったのかというと、先程から言っているように大阪市長は270万人の住民の皆さんと直接コミュニケーションを取ることができませんから、全部区長に任せちゃうわけです。区長、住民とのコミュニケーションは頼むと。

大変申し訳ありませんけれども、都島の皆さんと僕は多分こうやってお話をするのは初めてだというのはたくさんいらっしやると思います。

そうすると田畑区長、田畑はしっかり頑張ってくれていますけれども、選挙で選ばれていませんから、どういう住民の人たちの声を聴いていいのか分からないわけです。公務員ですから政治活動もできないのです、僕らと違って。

僕らは選挙で選ばれるわけですから日頃から人とお付き合いがあって飲みに行く、食べに行く、そんなのは自由です。しかし、職員の区長は住民の皆さんと飲食をすることが今ルールで禁じられています。どうやってこの職員区長が住民の皆さんの声を拾うか。

そうすると、どうしても一部のマスコミのように地元内のずっと歴代地域振興会の役員をやっていた人とか、そういう人たちのつながりの中で物事を決めざるを得ないわけです。という流れの中で、これまで役所の物事が決まっていた。

本当にそれで大阪市民の皆さんの多くの声を拾っていているのかなと。やっぱり選挙で選ばれた区長というものを誕生させて、選挙で選ばれた区長が常日頃住民の皆さんとコ

コミュニケーションを取りながら、一部の皆さんの声だけで決めない。

もちろん町内会の役員の方、地域振興会の役員の方の意見も重要です。それは排除しろということではありません。その意見も十分聴きながら、でもより広い住民の皆さんの声を探っていく、そういう政治がこれからの時代大阪市内に必要なのではないかと。

これまでのようにもう大阪市は一律でこうやっていた時代ではなくなって、地域内で多種多様な声がある中においては、やっぱり選挙で選ばれた区長がしっかり皆さんの声を拾っていく、そういう仕組みが必要なのではないかという思いで特別区というものを提案させてもらいました。

以上、二重行政の問題を解決する、税金の無駄遣いを止める、大阪の経済発展を考えたときに大阪府域全体で物事を見ていくべきじゃないか。それから大阪市民の皆さんの声をしっかりくみ取れる役所をつくるべきではないか、こういう問題意識の下に今回この特別区設置、いわゆる大阪都構想というものを提案させてもらいました。

僕の問題意識はやっぱり納得できないという人もいらっしゃるかもしれませんが。納得はしたけれども、でもなにも役所を一から作り直す必要はないでしょうと、今の大阪府庁と大阪市役所が話し合いをしてやっていければ何とかなるんじゃないか、今の区長でももっと頑張れば住民の皆さんの声をしっかり聞けるんじゃないか、そういう考え方の人たちは大阪都構想反対になります。僕はやっぱりこれは一から役所をつくり直すべきだというのが今回の提案、僕の考え方です。

よく言われるいろんな反対派の人たちが言っている意見は、お手元の資料一枚物にまとめております。反対のほうの意見はいろいろ書いてありますが、僕の問題意識とはもう全然違います。僕の問題意識は二重行政を絶対やめる、税金の無駄遣いをやめる、大阪全体の発展、それから住民の皆さんの声をいかにくみ取るかというところを考えての提案です。

それに対して反対の意見の人たちはそういう視点というよりも、例えばこの「大阪都構想をやれば住民サービスが低下します」というふうに言っているのですが、これは今回パンフレットでまとめさせてもらったとおりです。

これはもう QA のところにあります。こちらにありますけれども、住民サービスは低下させないという、しっかりそういうことを守って制度をつくっています。住民サービスは低下させない。何よりお金はしっかり確保している、確保するというふうにしています。

そして、じゃあお金は本当に大丈夫なの？ というところが一番気になるところなのですけれども、パンフレットの 26 ページ、これはさっきの大都市局の説明でありましたけれども、お金のほうは役所の作り替えをやるのに最初に 600 億円がかかるというところがあったとしても、後でしっかりと改革が進み、二重行政が止まり、税金の無駄遣いが止まるということを前提にしながら、各特別区の使えるお金の合計額は 17 年後には累計で 2,700 億円ぐらいになっていると。こういう使えるお金、これで皆さんの住民サービスを更に充実させたり、新しいことをやったりということができるといふ計算結果も出ております。

特に、これは特別区 5 つの合計額なのですが、皆さんのお住いのところ、都島区が今度

北区になりますので次の 27 ページに新しい北区のお金はどうなるのだということですがけれども、こちらのほうにしっかり使えるお金が現在よりも増えていくという計算結果が出ておりますので、皆さんへも提供してというようなサービスが低下することはない。むしろこの使えるお金でもっとサービスを充実させたり新しいことができるという、そういう計算結果になっております。

それから、この反対派の人が言われている「住民サービスが低下します」というところの、特に特別区域を越えては使えなくなります。要は保育所なんかでも隣の区のものが使えなくなる、特別区になってしまうと特別区内の保育所しか通えなくなるというのですが。ただ、これはおかしな話で、保育所は普通皆さん自分の区の中の保育所に行きたいというのが普通です。

今、97%の方が大体各特別区、区内の保育所に通っています。だから区をまたいで隣の区の保育所に行くという人はやむにやまれぬ事情でそちらに行っているわけですね。本来であれば自分の区の中に保育所があればそこにみんな行かせたいわけです。

これは、だからまたいで行けなくなりますよというよりも、特別区になったほうが選挙で選ばれる区長が、選挙のこともあるわけですから一生懸命特別区内に必要なものを整備するようになります。

僕がそうです。僕は大阪市長ですから、今大阪市内全体の保育所が全部足りるように一生懸命整備しています。特別養護老人ホームは大阪市内で足りるように全部整備をしています。

ただ、これは大阪市全体の塊で賄えばいいという発想になっていきますから、住民の皆さんからすると大変申し訳ないですけども、ちょっと区をまたいで行ってもらわなきゃいけないとか、そういう状況になってしまっています。むしろ僕はこっちのほうがよくないと思っています。

各特別区 5 つができれば、この 5 つの特別区内でみんなちゃんとその特別区の住民の皆さんが全部特別区内での保育所やそういう施設に通えるように、一生懸命区長がむしろ今よりやると僕は考えていますが、反対派の人たちは区をまたがって行けなくなるなんていうことを言っています。

特別区長はこれは話し合いをすればお互いにまたがって、お互いに受け入れましょうねということを約束することはいくらでもあります。今、僕も大阪市と豊中市をまたがって子供さん受け入れをお互いにやっています。豊中市の子供を大阪市内で受け入れ、大阪市内の子供を豊中市が受け入れてもらう、こういうこともやっています。

こういうことはいくらでもできる話なのです。むしろ特別区長が誕生すれば自分の区民のために一生懸命必要なものは整備していくと思っています。

それから、会場でパンフレットの 19 番、別の説明会でこういうことを言われました。これも反対の人たちが「市民の税金を大阪府に奪われる」ということをよく言われているようですが、皆さんが大阪府のことをどう考えるかです、まずは。

大阪市民であり、皆さんは大阪府民でもあり、大阪府庁というものは皆さんの敵の役所と考えるかどうかです。皆さんが選んだ府議会議員、皆さんが選んだ府知事なわけで、これを敵と考えるかどうかということに、僕は「奪われる」というその感覚がよく分かりません。

僕自身は大阪府知事もやって、大阪市民の皆さんに票を頂いて大阪府知事の仕事をしていました。まさに大阪市民のために仕事をやっているつもりですから、何か大阪市民の皆さんの税金を仮に預かったとしてもそれを奪ったという、そういう意識はなかったのです。

ただ、一回大阪府のほうにお金が預かりになるということをもって奪われる、奪われるということを使う人がいます。ただ、この図を見ていただきたいのですが、奪われるということは一切ありません。大阪府はそもそも奪う存在ではないのですが。ただ、皆さんの税金の一部は一回大阪府の会計に入ります。

ただ、これはなぜかという、各 5 つの特別区でそれぞれ税金が集められる力が違うのですね。ですから公平に分配するために一回北区で集められた税金や、都島区で、北区、新しい南区、湾岸区の区民の皆さんから預けていただいた税金は大阪府の会計に入れますけれども、ここは特別会計できちっと管理をして、全部ちゃんと特別区に配分されるようにします。

この一回ここを通すこと、大阪府を通すことをもって奪われる、奪われると言う人たちも中にはいます。確かに大阪府のほうに一部お金が移ります。ただ、これはお金だけでなく、先程も大都市局から説明があったように消防の仕事、大学の仕事、病院の仕事、港の仕事、仕事の担当者が今まで大阪市役所がやっていたものを大阪府庁に担当者を変えるわけですから、それと仕事と一緒にお金がいくということです。

皆さんにとって今まで大阪市役所のやっていた病院・大学・消防、これが大阪府庁になって、それが嫌だなというふうに感じるかどうかということです。大阪府庁という役所が港の仕事をする、病院の仕事をする、大学の仕事をするということを皆さんが嫌だと感じるかどうかということになります。

最後、QA のところを後でご覧になっていただきたいところではあるのですが、31 ページです。特別区になっても先程言いましたが住民サービスは下がることはありません。また、税金や水道料金が上がることはありません。税金や水道料金が上がることはありません。

また、特別区になっても地域のコミュニティ、町内会ですね。引き続き、町内会の皆さんと一緒に協力をしていただかなければいけません。各町内会の実際のそれぞれの事務方にはご協力をいただかなければいけません。町内会がなくなることはありません。地域の行事もなくなることはありません。今ある区役所も、そのまま 24 区役所は残ります。

運転免許証や国民健康保険証などの住所変更の手続きも、負担がないように調整をします。市町村合併のときにも、そういう負担を住民の皆さんに掛けることはありません。不動産登記簿の変更等についても、皆さんに負担がないようにきちっと対応をさせていただきます。

たいと思っております。

以上が、大阪都構想の制度理由、提案理由になりまして、長時間になりましたけれどもご静聴ありがとうございました。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。それではこれより会場からのご質問にお答えしていきたいと存じます。ちょっとお待ちください。ご質問がある方にはその場で手を挙げていただき、私が指名させていただきます。その方のお座席まで担当がマイクをお持ちいたします。

この説明会はインターネット中継をさせておりますので、必ずマイクを通して質問していただきますようお願いいたします。なお、本日の質疑内容は後日別途ホームページに議事録として公開されます。

本日は多くの方にご出席いただいておりますので、できるだけ多くの方のご質問にお答えしたいと考えております。ご質問は簡潔にお願いします。時間に限りがございますので、時間がまいりましたら質疑を打ち切らせていただくこともございます。あらかじめご了承ください。

本日の説明会での質疑応答には時間に限りがあります。そのためこの場での質疑応答以外に特別区設置協定書に関する質問について区役所や市役所の大都市局へ質問事項を提出いただければ回答方法を検討の上、回答したいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

それではご質問のある方は、挙手をお願いします。そうしたら、そちらの方を。

(橋下市長)

ちょっと聞こえづらかったかも分かりませんが、書面で出していただければ質問は回答させていただきますので、今日全部回答できないと思いますから、またぜひ質問したい方は書面で書いていただければありがたいと思います。

(質問者1)

どうも、ご指名いただきありがとうございました。今日は来てよかったです。橋下さんが何を考えてはるかというのが分かって。聴いた上で、知事1人ではやはり無理だということを確認しました。

一つは4ページ、大事なところですよんか。ここは住民の5つの区の人口と議員の数が書いていますよね。例えば、北区は人口が63万人で議員の数は19人。これは大阪府の富田林市の議員の数と一緒にすねん。

東京都の特別区の足立区、ここは議員の数がなんと45人です。橋下さんはさっきおっし

やいましたやん、市民の声をきめ細かく聴くって。区長1人でも60万やったら無理ですよ。そんな職員も、議員さんというのは市民の声を聴く耳ですよ。そんな少ない数では、私はできないというふうに思います。

それで東京都の比較を借金ではあったやんか。でも、財政規模は全然違いますやんか。そこを言うてもらわないとあかん。

私、いっぱい考え方分かってよかったなと思っているのは、やっぱり大阪市というのは人口多いし大都市やから、もう戦後すぐに特別に学校のことから何から住民のことをいっばいできるようにしようということで政令市にしたんですよ。

京都府にも京都市という2つある。でも誰も二重行政は駄目やと言いません。私はそういうものや、そういうもので大事にしてきて歴史が120年以上あるんですよ。これをバラバラにするということについて、それではあまりにも考えてはることが足りないと思っています。議員の数のこと。

それから私、防災のことで今、近隣の自治体はもう来るべき南海トラフ型地震のために避難路をどうするか、高台をどうするかってすごい一生懸命やってはる。15年以内に準備せなあかんと言うてる、こんなときに大阪市をバラバラにして力のない区を5つつくって、そんなもう脳天気やと思うんですよ。それは多分、大阪府でやるって言いはるかも分からへんけど、一番身近なことが大事だと私は思っているんです。

この都島はなんせ液状化のワーストの地域なんです。それから北区は大地下街あります。地下鉄あります。超高層もビルからマンションから、これをどうするんだということね。これは協定書には区でやると書いてあるんです。これをなんとか考えてください。

(橋下市長)

じゃあ、ちょっとごめんなさい。まず質問を、また答えますからちょっと整理をさせていただきます。

(質問者1)

さっき最後に言いはったことは、去年地方自治法が改正になって区に区長を構成して、副知事を区長にしていうた、そういうふうになっています。

(司会)

その辺で回答させていただきますので。

(質問1)

だからその辺を考えてくださいね。

(司会)

その辺で回答させていただきます。

(橋下市長)

ちょっとまず回答させてください。

(会場の声)

長過ぎるわ。文章にしてやり直せ。

(司会)

お静かになさってください。

(橋下市長)

すみません。いろいろご意見がありますので。

まず議員の数は、これは日本全国で地方議員の数が多過ぎるとというのが僕の考え方です。今回、全国で地方議員の選挙 2 割、3 割は無投票です。本当にこれだけの議員の数が要るのか、ここがまず認識の違いです。

先程、僕 1 人ができないと言ったのは、僕と議員は決定的に違うのです。僕は役所の責任者で役所に対して指揮を出していくわけですが、議員さんは申し訳ないけれども、役所に対する指揮命令はありません。ある意味、言えはいいのです。住民の声を伝えるというのは、言うという話はこれからの情報通信化社会、べつにこれはメールでも電話でも何でもできるわけです。

必要なのは、役所に対して決定権をもって指示を出す人間が今大阪市内で不足をしているということですから、議員は僕はむしろ減らしてもいい。むしろ今北区は 19 人で足りないと言いますが、これは今の議員数と同じなのです。

だから今の議員数を大阪市民の皆さん、大阪市議会議員は 86 名いますけれども、これは少ないと感じているかと言ったらそんなことはないと思います。

ですから今これは北区・湾岸区・東区・南区・中央区のそれぞれの議員数を足すと今の大阪市議会議員と一緒にですね。

むしろ先程言いました大阪市役所の仕事を整理して、大阪全体にかかわる仕事は大阪府庁に渡すわけですから、今の大阪市議会議員の仕事がぐっと減るわけです。だから今の人数でもやっているわけですね、大阪市議会は。そして仕事が減るのだったら人数もこれでもいいだろうという考え方です。僕はこれは増やす必要は全くない。

今だって市議会議員はちゃんとやっている。むしろもっと減らすべきだろうと僕は思っています。全国でも半分ぐらい地方議員は減らしていくべきだというふうに僕は思っています。これは考え方でちょっと違い、申し訳ありません。

ただ、大阪市役所が今やっている仕事は大阪府庁に移すので、ぐっと減りますから。ですから議員の数は今の 86 名、それをまた増やす必要はないというふうに思っています。

それから防災対策については、これは考え方の違いですけども、このようにきちっと仕事の役割分担を整理したほうが良いと思っています。

というのは今まで防災対策を大阪府庁がやる、大阪市役所がやる、やっぱりこれはバラバラでやっていましたが、今回僕は松井知事の方針に従うということを言いまして、松井知事が津波対策については 10 年で 2,000 億円という方針を立てて大阪府で計画を作りました。僕はそれに従うと言って予算を付けました。こういうかたちで今進んでおります。緊急整備地域は 3 年で仕上げます。

これが、僕が知事るとき、そして前任の大阪市長るときには、これがうまくいきませんでした。僕が津波の被害対策を発表しようとしたら、そのときの大阪市長がそれはやめてくれと、大阪市のことは大阪市でやるのだからやめてくれというふうに言われました。

防災対策というものは大阪市も、大阪府もありません。津波の問題というのは、例えば大阪府のところだけ一生懸命堤防を造っても、大阪市がうまくいかなければ水は入ってきてしまうわけですね。また逆もしかりです。

防災対策には 2 つの側面がありまして、ハードの側面とソフトの側面があります。大きなお金が掛かるハードの面は、基本的にはこれはやっぱり広域、大阪府庁が中心となって進めていく。

お金の問題は、いろいろ負担の問題がありますけれど、方針を決めたり計画を作っていくのはさっきの経済活性化のお話と同じように、やっぱり防災対策なんていうのは大阪府庁が旗を振らないと、大阪府と大阪市がまた話し合いをやっているなんて言ったら、高速道路が繋がらなかったあの話と同じことになってしまうんじゃないかと思います。

そして、むしろ防災対策で重要なのはソフトの面です。これはどう逃げるか。そして逃げなければいけない人、助けてあげなければいけない人、高齢者の方、障害がある方、そういう方々を細かく把握して、避難通路をしっかりと把握をして造って、避難場所というのをしっかりと行政のトップが把握する、これは大阪市長 1 人では無理なのです。

ですから今、ちょっと防災対策のところはハードとソフトがごっちゃになっていると思うんですけども、ハードは大阪府庁でやるべき。そしてソフトの部分はむしろ選挙で選ばれた区長がより避難経路、住民の皆さんの顔を見て、救わなければいけない人たちをしっかりと見て、そして避難対策を講じていく。今の大阪市役所では両方できないというのが僕の考え方。

それから京都とかそういうところでも政令市があるじゃないか、しっかりやれるじゃないかというところですが、ここも考え方の違いです。それは今までの考え方はそうだったのですけれど、じゃあ大阪ということを見たときにこれからも大阪市だけで経済の発展から何かやっていくのか、それとも大阪府域全体を見るという、そういうふうに考え方を变えるのか、ここがやっぱりちょっと考え方の違いなのかなと。

京都府と京都市は確かに二重行政のこととかは大阪ほど言われていませんが、やっぱり京都でも二重行政の問題がずっといわれています。ただ、大阪のようにここまで役所をつくり変えるという話がずっと動いてきた経緯はないというところで、京都でも二重行政の問題はあります。以上です。

(司会)

ありがとうございます。そうしたら次の方、その男性の方、時間の関係があるので手短かに、すみませんけれど。

(質問者2)

分かりました。

(橋下市長)

ごめんなさい。マイクがちょっとあれですが、もしよろしければそのままおっしゃっていただいても聞こえますので。

(質問者2)

端的に申しますので、途中でやじを飛ばさないようお願いいたします。橋下さん、話が上手ですね。本当にうまいです。

ちょっと話のすり替えが多いですわ。

(橋下市長)

そうですね。例えば、どの点ですか。

(質問者2)

例えば、二重行政の話と投資の失敗は、これは比較せんといってください。これは別の話。時も環境も違うしね、これはすり替えです。

それからもう一つは二重行政とおっしゃっているけども、これは議会で経済効果を調べたら1億円の経済効果しか年間出ない。年間680億の初期投資が、費用が掛かると。

(質問者3)

もう一つは、680億の投資を5年間というとなら1,000億の赤字になりますね。だからどうしてもこの大阪市の住民サービスは低下すると私は思います。

もう一つは、我々のこの日本というのは議会制民主主義ですよ。だから、こんな細かいことを我々は日常考えてはいないから分からないですよ。

(質問者 2)

それで、みんな議会在判断しているわけだから、あんたは議会の判断を何でも覆して住民投票というところへ持ってきた。禁じ手ですね、これをやったわけですよ。だから、これで住民投票がもう成立したわけやから文句は言いませんけれど、要するに資料不足です。

(司会)

すみません。お静かにしていただくと。質問のほうも、もう少し手短にお願いします。

(橋下市長)

質問のほうをよろしくお願いします。今回は説明会ということなので。

(質問者 2)

だから、今回だけをもって短期間にものを詰めるのは、ちょっと暴走し過ぎじゃないかと私は思うわけです。

(橋下市長)

分かりました。いろいろそういう議論もありますが、先程僕が申し上げた大阪の知事、市長を経験しての問題意識は、もう本当に大阪は僕が役所を今すぐにでもつくり直さなければいけないという、そういう危機感がありますので、もっと時間をという、ここはもう感覚の違いだと思います。

そしてこの議論はもう4~5年ずっとやってきて全て公開してやっていますので、なにも今日、昨日決めて短期間の話では全くありません。もう4~5年。これは僕はメディアの責任だと常日頃言っているのですけれども、やっと最近になって報じただけであって。

タウンミーティングも去年、1年前からもう、かれこれ政治活動も含めて500回以上やっているわけです。そこにもし参加していただければこういう話もしていたのですけれども、多分こういう1つのテーマで500回もタウンミーティングを開いている、そういう政治グループや政治家はいないと思います。きちっともうかれこれ4~5年議論を詰めて、住民の皆さんへの説明会も去年1年間で500回以上やっております。

それから、すり替えということはいろいろ言われるので、ここも感覚のところではあるのですけれども、ご意見として承りますが、議会制民主主義は僕は守っています。これは、議会は維新と公明党で賛成多数となりました。ですから何も、何か僕が議会を無視しているわけではありません。ですから住民投票になったのも維新の会と公明党で賛成多数、府議会も市議会もしっかりと賛成多数となっております。

それから二重行政の問題と投資の問題はすり替えだと言われるのですが、パネル1~2番。これはよく言われるのですが、考え方の違いなのですけれども。よく言われる人は2番、

この事業の失敗は政策の失敗だから、要するに役所の仕組みの問題ではないと言うのです。

じゃあ言うなら、その人たちの前提は、過去失敗したけれども今後は絶対に失敗しないという前提です。市議会を信用してくれ、役所を信用してくれと。それを信用するのか、信用しないのかの違いです。

僕は信用できない。過去これだけの失敗をしたのだったら、もう絶対また二度とこういうことが起こらないとは僕は思わないので、それだったら役所をつくり直さなきゃいけないというのが僕の考え方。

今、おたく様の考え方は、これは過去の失敗で政策の失敗だから、二度とこういうことがないというのをおっしゃるのですが、僕はそういうふうには二度とないとは思えないということです。

それから二重行政の今度は1番、効果が1億円しかないというのは反対派が言っている意見です。ですから反対派がここに来て言ってくれたらいいのですが、議会、議会と言いますけれどもそれは反対派が言っているだけであって賛成派、推進派のほうは全く違います。

それはちゃんと財政シミュレーションで効果がどうのこうのというよりも、パンフレットの26ページ。これは1億円、1億円というのは反対派が言っていることですから、きちっと行政で計算をしましたらこのように。これはべつに維新の会が作ったわけではありません。この総額のほうで、きちっと使えるお金が2,700億円と。

もちろん最初の初期費用、最初に掛かる経費として600億円ちょっと、650億掛かるといふふうにいわれていますが、その額を差し引いたとしてもきちっと2,700億円使えるお金が増えますよという、こういう数字になっていますので。議会の反対の1億円ということだけを出されるのはちょっと違うなど。もしそうであればここに反対派の人が来てもらいたかったのですが、それでよろしいですか。

(質問者2)

いや、いいけど、時間があるからね。それから17年後の世界はちょっと言わんといてほしい。

(司会)

どうもありがとうございました。

(橋下市長)

ただ、もう、これも先のことをどう考えるか、今のことなのか、やっぱり将来のことまでしっかり考えるかということで。

(司会)

そうしたら、ちょっともう時間も超えていますのであと 1 人にさせてもらいたい、手短にお願いたしたいと思います。そうしたら、その男性の方。

(質問者 3)

僕は 27 歳なのですが、ここにいらっしゃる皆さんは高齢者だと思うのです。特に大阪都にしてくれてもべつに構わないのですけれど、5 つの区にまとめるとおっしゃっていましたよね。そのときに介護のサービスであったり地下鉄、JR、さまざまな乗り物がありますけれども、そういうものに対して低下するとかサービスが悪くなっちゃうという意見を僕の中で聞いているのです。

その点はどういうことに対して 5 つの区でどういうふうになっていくのか、あるいは今後介護福祉士を取る予定なのですが、それに対する介護料、いわゆるお給料ですね、そういうメリットが低下してしまうのではないかという不安があるのですけれども、その点はどう考えなのですか？

(橋下市長)

さっきも説明しましたが、今の住民サービスは低下させないということがまず大原則です。

これは理屈をまず考えていただきたいのですが、今の大阪市の地下鉄が大阪府にいったからといって何か地下鉄のサービスが下がることはありません。これが大阪市のやるのか、大阪府がやるのかです。それは府になったからどうのこうのじゃなくて、時のトップがどういう改革をやるかです。

僕は、大阪市営地下鉄初乗り料金 200 円を 180 円に下げました。これは僕が初めてなのです。ですからそういうことができるトップが付くかどうかというところであって、今の市営地下鉄が府の地下鉄になったからといってサービスが悪化することはありません。やっぱりちゃんと改革をやって経営をうまくやるトップを付ければ、もっと地下鉄のサービスはよくなると思います。

今、地下鉄のトイレも全面改修で相当きれいになると思います。これも僕が指示を出してお金を 35 億円付けてやったわけです。だから地下鉄が府に移ったからといって何かサービスが下がることはない。

むしろ大阪全体のための、大阪府民全体の利益になるような計画を考えて、僕は地下鉄のネットワークが大阪市内だけじゃなくてもっと広がっていく。そういう意味で大阪市内だけで見るとじゃなくて、大阪府の視点で地下鉄は見えていきたいと思いますというのはそういう意味なのです。

それから介護福祉の問題で、大変申し訳ありません。介護福祉士さんのお給料の問題は、これは国が決める介護保険制度の中の問題です。今回、国のほうが介護福祉士さんの職員の給料引き揚げをしてくれましたけれども、これは国の話ですから特別区になったから介

護福祉士さんの給料がどうなるという問題ではありません。

ただ、介護というサービス一般のことを言いますと、これはそれぞれの特別区でどういうサービスをやっていくのかというのは各特別区で考えていくことになります。

ただ、重要なことは皆さん、今の大阪市役所が使っているお金、これはそのままきちっと確保されるということです。確保されるということです、このお金は。先程のパンフレットにあったように17年先はちょっと遠いというふうにおっしゃられるかも分かりませんが、17年というのはすぐだというふうに僕は思うのですけれども。

今のまんまでいくよりも17年後、もう大体6~7年後ぐらいからこれは出ますか、もうちょっと下。これは6~7年後ぐらいから使えるお金は徐々に増えてくるという数字になっていますから、こういうお金を使いながらどういうところにお金を回していくのか、これはやっぱり選挙で選ばれた区長5人でそれぞれの地域で考えてもらいたいなど。

大阪市長1人が考えるんじゃなくて、選挙で選ばれた区長5人。まさに区長選挙のときに区長の候補者が私の地域はここを重視します、こういうふうにやりますということをみんな区長候補者が言うわけです。最後、住民の皆さんがどういうまちづくりをやっていくのか、どういうまちの方向性にするのか、最後は選挙で選んでいくという、そういうことが必要なのではないかというふうに思います。

住民サービスが下がることはないです。それはいろんな人たちが下がる、下がるというふうに一生涯懸命言っていますけれど。

それから、さっき東京の財政規模、東京とは財政規模が違うということを言われましたけれども、確かに東京と財政規模が違うのですが、僕が言いたかったのは割合です。すみません。ちょっとパネル4番を。

僕が言いたかったのは、この役割分担ができていないでしょうということです。財政規模どうのこうのじゃなくて、何で大阪市と大阪府で同じような借金を重ねて、市民の皆さんに負担を負わせなければいけないのですかと。

割合をこういうかたちで、大きな負担はもう東京都ないしは大阪府。そして特別区というものは大きな負担をしない、そういう新しい役所に変えていきたいと思いますということですから。

こういう状態をいいのだ、いいのだ、大阪市というものはもうこのままで素晴らしい町だったこれでやっぺいこうということは、すなわちこういうことをずっと認めていくということなのです。それがいいのかどうなのかというところなのですけれども。

大阪市の役割はこれまでであったと思いますが、これからの時代はやっぱり僕は整理をしていかなければいけないと、新しい時代に従った新しいこの大阪の役所を一から作り直していかなければいけないというのが今回の提案理由です。

(司会)

それでは質疑は以上で終わります。ありがとうございました。次に。

(質問者4)

すみません。書面はフリーフォーマットでいいのですか。特に用紙が用意されているとかじゃなくて、自分でもう書いてきて明日まとめて出すという。

(司会)

用紙は、どんな用紙でも。はい。

(橋下市長)

用紙は、でも区役所は用意しているみたいですよ。一定の用紙が。でもフリーでいいです。後ろにも、もう用意しているみたいですよ。それに書いていただいて区役所のほうに出していただいて、ホームページできちっと回答を。個別返送はなかなか難しいので、ホームページで、出された質問に関してはできる限り回答していきますので。

(司会)

どうもありがとうございました。次に説明会の終了にあたりましてお願いとお知らせを申し上げます。

(橋下市長)

すみません。今日は本当に長時間、ありがとうございました。これから5月17に向けて皆さんによく考えていただいて、これまでの日本の歴史でない住民投票で皆さんのご判断を示していただくこととなります。

また、今日は時間の制約がありましたのでまだ説明は不十分かと思えますけれども、大阪市内で39カ所、もう残りがあと35、34カ所くらいあるのですが、他の会場にお越しいただいても結構ですしインターネット等でも見られますので、もしまだ分かりにくいという方はぜひまた説明会等を見ていただけたらというふうに思っています。

本当に不十分な説明であったかも分かりませんが、本当にご静聴ありがとうございました。

(会場の声)

体を気いつけや。頑張らなあかんねんで。

(橋下市長)

ありがとうございます。

(会場の声)

頑張るんやで。

(橋下市長)

いや、心強いです、本当にもう。ありがとうございます。すみません。本当に長時間、夜遅くありがとうございました。

(司会)

どうもありがとうございました。次に、説明会の終了にあたりましてお願いとお知らせを申し上げます。本日お配りした資料はお捨てにならないよう、必ずお持ち帰りください。住民投票は5月17日です。大切な1票ですので必ず投票をお願いいたします。

住民説明会は他の会場の説明会もユーストリーム(Ustream)によるネット中継録画及び全区役所でも中継しております。もう一度説明を聴きたい、他の会場の質疑応答をご覧になりたいという方はそちらもご利用ください。

それでは、本日はこれをもって特別区設置協定書についての住民説明会を終了させていただきます。長時間、ありがとうございました。

質問票についてなのですが、出口を出たところに用意しておりますので、質問を何かされたいという方は、ぜひ書いてからお帰りいただければと思います。本日はありがとうございました。

(終了)